

1 新型コロナに罹患し、療養を終えて現在回復しているにもかかわらず、PCR検査を何度行っても陽性判定が続いてしまう方で、以下1（1）～同（3）のいずれかに該当する場合には、以下2の書類をメールに添付のうえ、以下1（1）の方は領事部邦人保護班（cgjassist@sp.mofa.go.jp）へ、同（2）及び同（3）の方は領事部査証班（cgjvisto@sp.mofa.go.jp）までご相談ください。

- （1）日本国籍の方
- （2）在留資格保持者の方で再入国の場合
- （3）日本国籍者・永住者の配偶者または子の新規入国の場合など

2 以下の（1）～（4）の書類をご準備ください。

- （1）旅券の顔写真ページの写し
- （2）日本帰国・入国予定のフライト情報（eチケット写し等）
- （3）コロナ陽性と判定された後に療養期間（当地では発症日から数えて原則10日間、7日目から24時間さかのぼって無症状が継続している場合は7日間とされています）を経て、新型コロナから回復している旨を記した医療機関の診断書等（様式自由）
- （4）新型コロナの療養期間終了後に、再度検査した結果が陽性となった検査結果（厚労省が有効と認める検体及び検査方法に限る

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html）

※なお、ご相談をいただいてから回答するまでに最大5営業日程度かかりますので、特に帰国・入国予定日が接近している場合には、必ず必要書類をご準備のうえ、前広にご相談ください。